

社会保険労務士 朝比奈事務所 NEWS



ご連絡先：〒102-0072
東京都千代田区飯田橋 1-12-14 宮島ビル 201
電話：03-5212-2192 FAX：03-5212-2299
e-mail：asahina@sr-asahina.jp
URL：http://www.sr-asahina.jp/



年金改正法～概要～

平成 16 年 6 月 5 日の参議院で年金改正法案が可決されました。

朝比奈事務所 NEWS 4 月号で、年金改正法案をご紹介いたしました。が、決定された主な事項についてもう少し具体的に説明したいと思います。

【保険料負担の見直し】

保険料負担（厚生年金）

厚生年金保険料率は、毎年 1000 分の 3.54 ずつ引き上げ、平成 29 年 9 月以後、1000 分の 183 とするようになっていきます。

H16 年 10 月～H17 年 8 月

保険料率 139.34/1000

H17 年 9 月～H18 年 8 月

保険料率 142.88/1000

H18 年 9 月～H19 年 8 月

保険料率 146.42/1000

H19 年 9 月～H20 年 8 月

保険料率 149.96/1000

H20 年 9 月～H21 年 8 月

保険料率 153.50/1000

H21 年 9 月～H22 年 8 月

保険料率 157.04/1000

H22 年 9 月～H23 年 8 月

保険料率 160.58/1000

H23 年 9 月～H24 年 8 月

保険料率 164.12/1000

H24 年 9 月～H25 年 8 月

保険料率 167.66/1000

H25 年 9 月～H26 年 8 月

保険料率 171.20/1000

H26 年 9 月～H27 年 8 月

保険料率 174.74/1000

H27 年 9 月～H28 年 8 月

保険料率 178.28/1000

H28 年 9 月～H29 年 8 月

保険料率 181.82/1000

H29 年 9 月～

保険料率 183.00/1000

* 現在、平成 19 年をめぐりに改めて協議会を設け、再検討する話もありますのでご注意ください。

保険料負担（国民年金）

国民年金保険料は平成 17 年 4 月より原則、毎年 280 円（平成 16 年度価格）引き上げとなります。

実際に賦課される保険料額は平成 16 年度価格（¥13,300 - ）の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。したがって実際の年金保険料額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものとなります。

	保険料月額
H17 年度	¥13,580
H18 年度	¥13,860
H19 年度	¥14,140
H20 年度	¥14,420
H21 年度	¥14,700
H22 年度	¥14,980
H23 年度	¥15,260
H24 年度	¥15,540
H25 年度	¥15,820
H26 年度	¥16,100
H27 年度	¥16,380
H28 年度	¥16,660
H29 年度	¥16,900

【厚生年金の分割（離婚時）】

今回の改正により、夫が負担した保険料については夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識として、夫の厚生年金を分割して受給できることとなります。しかし分割できるのは、厚生年金のみであり、基礎年金は分割できません。なお、この分割支給は、夫婦が離婚した場合と分割の必要がある場合として厚生労働省令で定める場合（配偶者の

所在が長期にわたり不明等）であり、二段階で制度導入が行われます。第一段階（平成 19 年（2007 年）4 月以降に離婚した場合）

婚姻していた期間に発生した厚生年金支給額をすべて分割できます。分割の割合は当事者間の協議によって決まります。但し、妻への分割は最大でも、夫の厚生年金の半分（妻が専業主婦の場合）であり、又は、夫婦の厚生年金を合算した額の半分まで（共働きの場合）となります。

（図）共働き世帯等

分割		分割
厚生年金	同額	厚生年金
基礎年金		基礎年金

（図）妻が専業主婦の世帯

分割		分割
厚生年金	同額	分割
基礎年金		基礎年金

夫 妻
* 婚姻期間と厚生年金の加入期間が同一で分割割合が 1/2 の場合

第二段階（平成 20 年（2008 年）

4 月以降に離婚した場合）
妻が社会保険事務所に申請すれば、（2008 年 4 月以降申請時までの妻が国民年金第 3 号被保険者（専業主婦）期間分の夫の厚生年金は自動的に 2 分割されます。
（分割に関する協議等は不要）

【専業主婦の届出忘れ救済策】
「第 3 号」への届出を忘れるとその期間は公的年金未加入期間となつて（気づいて手続きしても遡及加入は過去 2 年分のみ）でしたが、今回救済措置として平成 17 年（2005 年）4 月から 2007 年 3 月以前の未届け期間は全て、2005 年 4 月以降についてはやむを得ない事由がある場合のみ、社会保険事務所に届け出ることにより、届出漏れだった期間すべてが「第 3 号」期間となります。

【60 歳以上の在職老齢年金】

60～64 歳で給与収入がある人

現在の 60 歳以降 64 歳までの間における在職老齢年金制度は、受給できる年金額等にかかわらず、一律 2 割支給停止され、さらに年金月額（加給年金額を除く年金の月額）と総報酬月額相当額（標準報酬月額に直近の 1 年間の標準賞与の月額を加えたもの）の支給金額に応じて実際に支給停止される金額が決まりました。

今回の改正法では、平成 17 年 4 月から年金額一律 2 割削減が廃止され、「年金月額」と「総報酬月額相当額」の合計が 28 万円を超えない限り、在職老齢年金は全額支給されます。但し、その額が 28 万円を超えた場合は、一定額が支給停止されます。（支給停止の具体的方法は略）

65～70 歳で給与収入がある人

年金月額（ここでは老齢厚生年金部分のみを月額にした額。老齢基礎年金と経過的加算及び加給年金額は対象外）と「総報酬月額相当額」の合計が 48 万円以下の場合にはカット無しの全額支給。48 万円超の場合は「年金月額」と「総報酬月額相当額」の合計が 48 万円を

超えた額の半額が支給停止されます。（現行と同じ）

70 歳以上で給与収入がある人

平成 19 年（2007 年）4 月以降は 65～70 歳の場合と同様、年金月額と総報酬月額相当額の合計が 48 万円を超えた場合、超えた額の半額が支給停止されます。

但し、この制度は平成 19 年 4 月から始まり、それ以後に 70 歳に達する（昭和 12 年 4 月 2 日以後生まれの）人から対象となります。なお、65 歳以上 70 歳未満の人と異なる点として、70 歳以上の場合、**厚生年金の保険料負担はありません。**

【育児休業中の保険料免除】

現在、1 歳未満の子を養育する被保険者が育児休業中であれば、厚生年金保険料は本人負担分・事業主負担分共に免除されますが、平成 17 年（2005 年）4 月から、3 歳未満の子を養育する育児休業中の被保険者までにその適用範囲が拡大されます。また、子供が 3 歳になるまでは勤務時間短縮などの措置を受ける者の賃金が低下した場合、その間の保険料は賃金に応じて徴収するけれども、将来の給付における標準報酬は低下前の水準とみなします。

【遺族年金の見直し】

平成 19 年（2007 年）4 月以降夫死亡時妻 30 歳未満（子供がいない）の場合
遺族厚生年金は 5 年間の期限付き給付となります。

夫死亡時妻 30 歳未満（子供がいる）の場合及び夫死亡時妻 30 歳以上の場合
現行と同様、遺族厚生年金が原則

終身で受給可能です。但し、現行では夫死亡時に 35 歳以上 40 歳未満の妻であり、一定の要件を備えていれ

ば 40 歳到達後等は受給できた「中高齢寡婦加算」は、夫死亡時に妻が 40 歳以上でない場合は支給されないこととなります。

【国民年金料の収納対策が強化】

現行では若年者で所得がない、若しくは低所得であったとしても、免除基準は世帯単位でみるため、親と同居している場合は保険料免除されません。また、免除に該当する場合の保険料免除額は、前年の所得に応じて半額若しくは全額となっています。

多段階免除制度

平成 18 年（2006 年）7 月から免除基準が 1/4、半額、4/3、全額免除の 4 段階免除となります。保険料の減免を受けたい場合は市町村窓口で手続きし、減免額は原則として世帯の年間所得を基準として決まるけれども、失業時や災害にあった場合は前年の所得に関係なく申し込むことができます。

免除申告遅れの救済措置

平成 17 年（2005 年）4 月から免除適用でさかのぼる期間を、現行の「申請時の前月まで」から、「最大 1 年前」に拡大されます。免除申請等が遅れたものが未納に陥ることを避けることが目的です。

若年者の保険料納付猶予制度

平成 27 年（2015 年）6 月までの時限措置として低所得の 20 歳代の保険料を、本人が将来負担できることとなった時点で追納できることとなります。

具体的には被保険者本人及び配偶者が全額免除基準と同額の基準に該当すること、当該猶予期間は納付されるまでは年金額の計算には反映されないこと、追納期間は最大 10 年とすることとなっています。

以上